

お知らせ (申請書類の一部見直しについて)

(平成 29 年 1 月 1 日)

都市計画法第 29 条(又は第 45 条)の規定による開発許可(又は地位承継)の申請をされる方へ平成 29 年 1 月 1 日より、申請書の添付書類の一部を見直し、簡素化します。

(1)見直しの内容 (書類名; 開発者の資力信用調書の一部である添付書類「**納税証明書**」)

現 行			法人の場合	個人の場合
国 税	法人税 又は 所得税	税務署	①-1 納税証明(その1)×直近 2 カ年 ①-2 納税証明(その2)×直近 2 カ年 又は ②納税証明(その3の3) ^(注)	①-1 納税証明(その1)×直近 2 カ年 ①-2 納税証明(その2)×直近 2 カ年 又は ②納税証明(その3の2) ^(注)
			①確定額・納付額・未納額の証明書 ×直近 2 カ年 又は ②未納がないことの証明書	①確定額・納付額・未納額の証明書 ×直近 2 カ年 又は ②未納がないことの証明書
地方税	府市民税	市役所	(事業税が課税されない個人(事業所得 290 万円未満等)の場合) ①納税証明書×直近 2 カ年	

※納税証明(その1)…課税額・納税額・未納額等の証明です。

※納税証明(その2)…所得金額の証明です。

※納税証明書(その3の2)…個人の申告所得税・消費税について「未納額がないことの証明」です。

※納税証明書(その3の3)…法人の法人税・消費税について「未納額がないことの証明」です。

(注)「その3の2」、「その3の3」、「未納がないことの証明書」は、申請前 3 ヶ月以内のものに限ります。



見 直 し 後			法人の場合	個人の場合
国 税	法人税 又は 所得税	税務署	①納税証明(その1) ×直近 2 カ年 ※その2を省略。 又は ②納税証明(その3の3) ^(注)	①納税証明(その1) ×直近 2 カ年 ※その2を省略。 又は ②納税証明(その3の2) ^(注)
			①確定額・納付額・未納額の証明書 ×直近 2 カ年 又は ②未納がないことの証明書	
地方税	府市民税	市役所	①納税証明書×直近 2 カ年	

(2)見直しの要旨 (提出書類の簡素化及び合理化)

①国税のうち、「納税証明(その2)」は省略し、提出書類を簡素化します。

②地方税のうち、個人の場合の事業税については省略し、府市民税についてのみ確認するものとします。

(3)施行日

平成 29 年 1 月 1 日受付分から適用します。

(注意; 今回の見直しを適用する許可申請は、**和泉市が許可権限を有するものに限ります。**)

<問合せ先: 和泉市都市デザイン部建築・開発指導室開発指導グループ(0725-99-8142)>